

亀山市告示第236号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成28年11月30日に職権で消除したので、同条第4項の規定によりその者に通知すべきところ、通知することが困難であるので告示する。

平成28年12月14日

亀山市長 櫻井 義之

前住所	氏名	生年月日
亀山市菅内町639番地	賀数 茂明	昭和52年12月5日